

鳥取県スポーツ少年団指導者倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県スポーツ少年団指導者（以下「指導者」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、目的、事業執行の公正さに疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、あわせて社会的な信頼を得ることを目的とする。

(基本的責務)

第2条 指導者は、日本スポーツ少年団指導者綱領に示された責務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(遵守事項)

第3条 指導者は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 指導者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 指導者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 指導者は、公金等の経理処理に関しては、適正に処理し、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 指導者は、自らの社会的な立場を認識し、鳥取県スポーツ少年団の指導者として責任ある行動を取らなければならない。

6 指導者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反行為の事実確認、当事者間での解決)

第4条 指導者が前項の遵守事項に反する行為を行った疑いがあるときは、当該指導者が所属する市町村スポーツ少年団は、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行う。

(処分の種類、内容)

第5条 前項の対応を行った結果、当該指導者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該指導者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して科す。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は12か月以上スポーツ少年団活動を停止させることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、12か月以上スポーツ少年団活動を停止させ、再教育プログラムを課す。活動停止は当該市町村のみならず、鳥取県内における活動もすべて12か月以上の停止とする。

主として、継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

(4) 登録取消し

文書での通知を以って、スポーツ少年団登録を取り消す。

主として大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

第6条 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

- 2 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷・スポーツ少年団活動への影響、日頃のスポーツ少年団活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容とその均衡等を総合的に考慮することとする。

(処分内容)

第7条 前条の基本的な考え方を踏まえて代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。

- 2 実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
- 3 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第6条に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関等)

第8条 処分の決定は、市町村スポーツ少年団、鳥取県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において行う。但し、公正な判断ができるスポーツ少年団で行わなければならない。

(再教育プログラム)

第9条 登録取消し処分を受けた者が再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市町村スポーツ少年団または鳥取県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。

- 2 前項及び第5条(3)における再教育プログラムの内容は、日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容を含むものとし、その修了判定については、市町村スポーツ少年団または鳥取県スポーツ少年団で決定する。
- 3 活動停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、市町村スポーツ少年団において、被害者との示談の有無、被害者の処分に対する考え、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の活動停止期間の半分を下回らない限度で、当初の活動停止期間を短縮することができる。

4 再教育プログラムは、必要に応じ、注意処分または嚴重注意処分を受けた者に対しても課すことができる。

(処分の報告)

第10条 市町村スポーツ少年団または鳥取県スポーツ少年団で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、日本スポーツ少年団に報告しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第11条 処分対象者の弁明は、所属する市町村スポーツ少年団が口頭であることを認めた時を除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会付与通知)

第12条 市町村スポーツ少年団は、弁明書の提出期限（口頭による弁明に機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、処分対象者となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により通知しなければならない。

一 予定される処分の内容

二 処分の原因となる事実

三 弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに日時及び場所）

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、鳥取県スポーツ少年団本部委員総会の決議を経て行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、スポーツ少年団指導者の倫理に関して必要な事項は、鳥取県スポーツ少年団本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月18日より施行する。